

○タクシー業務適正化臨時措置法の施行に伴う運輸局長に対する通報について
(昭和45年12月17日例規第47号)

[沿革] 平成13年4月例規第19号、29年7月第21号、令和5年7月第19号改正

タクシー業務適正化臨時措置法(昭和45年法律第75号。以下「タクシー適正化法」という。)、同法施行令(昭和45年政令第224号。以下「タクシー適正化法施行令」という。)及び同法施行規則(昭和45年運輸省令第66号)が昭和45年11月1日から施行された。

この法律は、タクシー適正化法施行令第1条に定める別添第1に掲げる地域(以下「指定地域」という。)において、タクシー運転者の登録を実施し、タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー業務の適正化を図ろうとするものである。

この法律の施行により

- (1) 指定地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外の者を運転者として乗務させてはならない。(タクシー適正化法第3条)
- (2) これらの車両には、別添第2登録タクシー運転者証及び個人タクシー事業者乗務証を前面ガラスの内側に表示しなければならない。(タクシー適正化法第13条、同法第46条、同法施行規則第12条、同規則第35条)
- (3) 登録運転者が、道路運送法及びタクシー適正化法に違反したとき、タクシー運転者としてその職務に関して著しく不適当な行為をしたとき、運転免許の行政処分を受けたとき等には、登録が取消しされ、又は削除され、若しくは効力が停止される。(タクシー適正化法第9条、同法第10条)
- (4) 国土交通大臣が指定地域内においてタクシー乗り場を指定し、タクシーの乗車を禁止する場所及び時間を指定することができる。(タクシー適正化法第43条)などの措置がとられることとなった。

したがって、県内で指定地域内のタクシーが運行され、又は登録運転者が居住する場合において、下記により運輸局長に対する登録取消事由等の通報を行うこととなったので誤りのないようになされたい。

記

1 登録取消し事由等の通報

- (1) 警察署長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長は、登録運転者を次に掲げる罪により送致(付)したときは、タクシー業務適正化臨時措置法に関する通報(別記様式第1)に準じて、電話又は書面により交通部交通指導課長(以

下「交通指導課長」という。)に通報するものとする。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条(免許)、同法第9条(無許可運賃料金の収受)、同法第13条(運送引受義務)、同法第80条(有償運送の禁止及び賃貸の制限)、タクシー業務適正化臨時措置法(昭和45年法律第75号)第3条(登録運転者の乗務)、同法第13条(運転免許証の表示)、同法第18条(運転免許証の譲渡等の禁止)、同法第43条(タクシー乗車禁止地区での乗車)、同法第47条(不正表示の禁止)等の違反

イ タクシー運転者として、その職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められる次に掲げる罪。ただし、当該行為の対象は、乗客、乗客であった者又は乗客となろうとした者に対して行われたものに限る。

(ア) 殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、脅迫等生命、身体又は自由に対する刑法(明治40年法律第45号)上の罪

(イ) 窃盗、強盗、横領等財産に対する刑法上の罪

(ウ) その他(ア)又は(イ)に準ずる乗客に著しく迷惑を及ぼす罪

(2) 交通指導課長は、(1)により通報を受けたときは、タクシー業務適正化臨時措置法に関する通報により、奈良陸運支局長を通じて近畿運輸局長に通報するものとする。

2 運転免許の行政処分に関する通報

(1) 交通部運転免許課長は、違反報告書等により、職業又は勤務先から登録運転者であることが判明したものについて、運転免許の取消し又は停止の処分を行ったときは、業務上過失傷害(致死)及び道路交通法違反による行政処分通報(別記様式第2)に準じて、電話又は書面により交通指導課長に通報するものとする。

(2) 交通指導課長は、(1)により通報を受けたときは、業務上過失傷害(致死)及び道路交通法違反による行政処分通報により、奈良陸運支局長を通じて近畿運輸局長に通報するものとする。

(別添及び別記様式省略)